

橋梁長寿命化技術相談支援事業 実施要綱

(事業目的)

第1条 当事業は、公益財団法人福井県建設技術公社（以下「公社」という。）が指名する学識経験者等の専門家（以下「専門家」という。）が、県または市町の依頼に基づき、橋梁長寿命化技術に関する指導や助言（以下「指導・助言」という。）を行うことにより、橋梁長寿命化に寄与することを目的とする。

(事業内容)

第2条 専門家は、橋梁長寿命化に伴う調査、設計、補修等に際して、県または市町の職員（以下「職員」という。）に指導・助言を行う。

2 専門家は、職員が監督等を行うのに必要な技術的事項について、相談または現地調査等を行うことにより、職員に指導・助言を行う。

(事業実施責任)

第3条 当事業による指導・助言は、職員に対して行うものであり、これら指導・助言に基づく決定は、県または市町の責任において行うものとする。

(対象経費)

第4条 専門家派遣に要する経費は、講師謝礼および旅費とする。
なお、講師謝礼および旅費について当公社の規定に準ずる。

(利用限度)

第5条 専門家への相談等に要する時間は、1案件当たり2時間程度とし、利用回数は、1団体当たり年1回程度とする。

(申請手続)

第6条 専門家への相談または派遣を受けようとする県または市町は、事業名および事業概要等の内容を記載した申請書（第1号様式）を公社理事長に提出するものとする。

(派遣決定等)

第7条 公社理事長は、前項の派遣申請書を受理したときは、申請内容を検討のうえ決定し、県または市・町に決定通知（第2号様式）を行うものとする。

2 専門家への派遣依頼については、県または市町が直接、要請を行うものとする。

(経費負担)

第8条 当事業に要する経費については、公社が負担する。

(その他)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、公社理事長が別に定める。

(実施日)

第10条 この要綱は、平成28年4月1日から実施する。